

## 令和4年度 決算審査工程

### 1. 決算審査の基本方針（目標）

- 1) 地方自治体の任務：住民福祉の増進（自治法第1条の2）
- 2) 斜里町の基本理念：みどりと人間の調和を求めて
- 3) 議会改革、通年議会、予算から決算に至る政策サイクルの確立、議会の見える化

### 2. 決算審査：調査における着眼点

監査委員の審査を経ていることから、監査委員の審査にはなかった書類「主要な施策の成果」に重点を置き、予算執行と合わせ特に各事業についての実効性と効果について審査を行う。

### 3. 決算審査の重点事項

- 1) 歳入歳出予算額と決算額の比較
- 2) 成果（効果）の検証

### 4. 令和4年度決算審査特別委員会における決算審査・調査の概要

- 1) 9月定例会議において、議長及び議選監査委員を除いた構成で決算審査特別委員会を設置する。  
令和元年度以降の決算審査のあり方は、次年度の予算編成と関連付けるため政策評価によるものとし、予算提言につなげることを特徴としている。
- 2) 令和3年度までは、予算の執行が適正にして公正かつ能率的に執行されたかどうか、行政の目的とする地域住民の福祉の増進のためにどのような効果を上げることができたか、各会計の歳入歳出全般にわたって審査してきたが、令和4年度については、予算の執行によって地域の状態や住民生活の質をどのように向上させたのか、すなわち成果が上がったのかどうか、効果的な執行で成果を上げたかどうか、主に「主要な施策の成果」の検証を主眼に置いて審査を行う。
- 3) 各担当部署の審査を経た後、委員会において調査が必要と判断した施策（事業）を重点事項として位置付け、政策評価をするとともに政策提言につなげることを基本とする。  
重点事項の調査については短期集中型となるため、効率性を考慮し、評価対象施策を定めて分科会に分けることも検討する。
- 4) 令和4年度のおおよその日程は次のとおりとし、詳細は3ページの行程表のとおりとする。
  - ① 9月27日（火）から10月3日（月）の期間、担当課を呼んで決算審査（課別審査）を行う。
  - ② 9月定例会議日程中に審査のまとめを行い、審査報告（10月7日を想定）する。
  - ③ 審査を経て重点事項が出された場合、10月から11月において重点事項についての調査を実施し、政策評価に基づき政策提言に関する取りまとめを行う。

※調査の実施方法等については、あらためて委員会で協議する。

## 5. 決算審査方法

### 1) 決算審査（課別審査）の運営

- ・ 審査の予定期間は、別紙、審査日程（案）のとおり。
- ・ 審査は「課」を単位として行い、係長以上のみの出席とする。  
説明は、担当係長が行うのが慣例なので、今委員会においてもこれを基本とする。

### 2) 審査資料

- ・ 各会計決算書（歳入歳出決算書）
- ・ 各会計予算執行等の説明書（各会計決算の概要、主要な施策の成果）
- ・ 決算に関する付属調書（歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書）
- ・ 監査委員の決算審査意見書
- ・ 決算審査資料（歳入・歳出）  
※その他、監査の決算審査で提出がされた資料（別紙）

### 3) 審査の方法

- ・ すでに監査委員の審査を経ていることから、細部にわたる計数の審査は行わない。
- ・ 担当課が作成した決算審査資料（監査の時に使用した資料）に基づき、目ごとの事業別に概略的な説明を受ける。その中で、各会計予算執行等の説明書にある「主要な施策の成果」について、担当課で特に重要と思われるものの説明を受ける。（一つの課で最大3事業まで）
- ・ 不用額についての説明は特に求めないが、担当課で必要と思われるものは説明を受ける。
- ・ 以上の説明の後、委員から質疑を行う。

### 4) 留意点

- ・ 提出された以外の資料要求は、委員会の決定により求めるものとする。
- ・ 特定の者を識別できる内容の資料、たとえば税の未納者リスト等については要求できない。
- ・ また、支出証拠資料の提出についても、当委員会の権限外であること。

## 決算審査・調査行程表

区分	回	日程	協議事項	作業内容	備考
審査	1	9月15日	正副委員長の選任		
	2	9月16日	審査工程決定		
	3	9月27日 ～ 10月3日	決算審査(課別審査)(5日間)		
	4	10月4日 ～ 10月6日	総括、決算認定可否、 重点事項の抽出	委員間討議 決算中間報告たたき台作成	
	5	10月7日	決算中間報告 (認定もしくは不認定)	委員長報告	
調査	6	10月7日	重点事項の選定及び調査方法 決定		
	7～	10月8日 ～ 10月下旬	重点事項の調査実施 提言まとめ	課題に係る町民や団体の 意見の確認・把握等 委員間討議 政策会議	
政策提言		11月上旬	決算最終報告(調査報告)	委員長報告	
		11月上旬	政策提言書町長提出	議長、決算審査特別委員長	
		令和5年2月	*提出事業及び内容の議会広 報掲載		
		令和5年5月	*予算審議結果に合わせて広 報掲載		

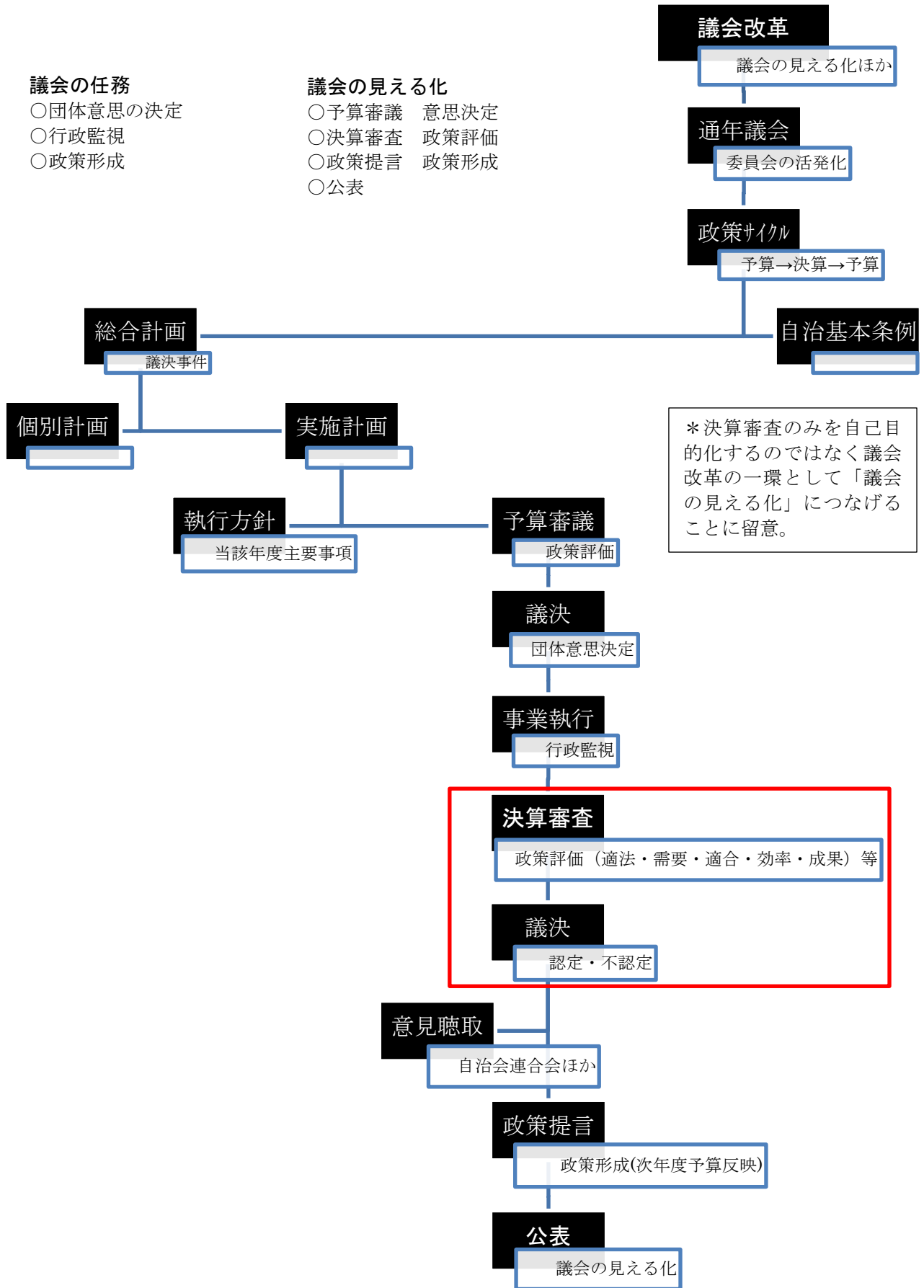
# 議会改革における決算審査の流れ

## 議会の任務

- 団体意思の決定
- 行政監視
- 政策形成

## 議会の見える化

- 予算審議 意思決定
- 決算審査 政策評価
- 政策提言 政策形成
- 公表



\* 決算審査のみを自己目的化するのではなく議会改革の一環として「議会の見える化」につなげることに留意。